

【アメリカ】行政規則遵守法の制定

アメリカ連邦法には、人事上の権限を持つ公務員は、法律（Law）に反する命令を拒否した部下に対して、そのことを理由にして不利益な措置を採ってはならない、という規定（5 U.S.C. § 2302(b)(9)(D)）がある。2013年に、国務省の職員が行政規則に反する上司の命令に従わなかったために、業務上の権限を剥奪された事件があった。当該職員は、人事上の紛争を審理する能力主義任用制保護委員会（MSPB）に訴えたが、MSPBは、当該規定において Law は厳密に法律だけを指し、行政規則は含めないとして、上司の措置を合法であると認めた。さらに 2016年6月に連邦控訴裁判所もその決定を支持した。連邦議会はそれに対し、公務員は上司の命令より法律及び行政規則に従うべきであるとして、当該規定に行政規則（rule or regulation）を追加する法案を、上下両院とも全会一致で可決した。この法案は 2017年6月14日に、P.L.115-40「行政規則遵守法」（Follow The Rules Act）として成立した。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ40/pdf/PLAW-115publ40.pdf>

【アメリカ】退役軍人省の組織改革を進める法律の成立

2017年6月23日、P.L.115-41「退役軍人省の説明責任及び内部告発者保護法」（Department of Veterans Affairs Accountability and Whistleblower Protection Act）が成立した。退役軍人省（VA）は任務の一つとして、退役軍人に対して医療サービスを提供している。2013年から翌年にかけて、VA 運営の病院で、患者の命に関わるような診察の遅れと、情報改ざんによって事案を隠蔽する不祥事が発生した。再発防止のため 2014年には、退役軍人の医療システムを改善し、診察を受けやすくする法律（P.L.113-146）が制定されている。トランプ大統領は、VA の組織改革を公約の一つとしており、今回制定された法律はその公約を果たすものとなっている。法律は 2編全 14 条から成り、第 1 編では、退役軍人省の中に、新たに説明責任及び内部告発者保護局を設置し、内部告発を受ける仕組みの構築及び告発者の保護を図ること、第 2 編では、VA 長官に対して不祥事を起こした職員を罷免する権限を強化する規定を定めている。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ41/pdf/PLAW-115publ41.pdf>

【カナダ】議会予算局の機能強化に係る法改正

2017年6月22日、2017年度予算執行法（Budget Implementation Act, 2017, No.1）が成立した（C-20）。同法は、2017年度予算を承認するとともに議会法を改正し、独立財政機関（財政規律維持のため、財政情報を分析して立法府に提供する機関）である議会予算局（Parliament Budget Officer: PBO）の機能強化を図ることを規定している。主な内容は次のとおりである。①PBO の長には、連邦又は州において予算編成の実務経験を持つ人物が就き、任期を従来の 5 年から 7 年に延長すること（再任 1 回を認める点は変わらず）、②PBO の調査・分析の成果は、委員会等への提出翌日に一般に公表すること、③PBO への情報提供を拒否した政府機関は、書面でその理由を示すこと等である。なお、当初の法案では、PBO の調査は両院議長が事前承認した年間計画に基づいて行い、年度途中で調査事項を追加できないとされていた。しかし、PBO の活動を制限するおそれがあるとの指摘から、上院で修正され、調査事項の追加が可能となった。

（海外立法情報課・塚田 洋）

・ <http://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/C-44/royal-assent>

【EU】天然ガスの供給確保に関する規則案

欧州議会の産業・研究・エネルギー委員会は2017年5月30日、ガス供給確保のための措置に関する規則案（COM(2016)52final）を承認した。同規則案は、2006年及び2009年に欧州で発生したガスの供給危機を受け制定された2010年の規則（Regulation(EU) No994/2010）に代わるものとして審議され、4月26日に欧州議会、EU理事会及び欧州委員会の間で合意に至ったものである。新たな規則案は、ガスの供給不足に備えて、加盟国間の連携協力を更に強化することを目的としている。規則案では、加盟各国のガスの供給源及び供給ルートに基づき4つのリスクグループ（東方、北海、北アフリカ及び東南）を設定し、グループごとに、自然災害、技術的・商業的要因、政治的要因等の供給リスクに関する評価を行うこと、また、深刻な供給不足が発生した際の最終的な手段として、グループ内の近隣加盟国間で供給支援を行うことなどを定めている。今後、欧州議会及びEU理事会での正式な採択を経て成立する予定となっている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ [http://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/itre/inag/2017/05-16/ITRE_AG\(2017\)604755_EN.docx](http://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/itre/inag/2017/05-16/ITRE_AG(2017)604755_EN.docx)

【EU】通信事業者間のローミング料金制限に関する規則

EUでは、2017年6月15日から域内における携帯電話の国際ローミング料金が撤廃され、他の加盟国でも、自国と同じ料金で通話やSMS、データ通信ができるようになった（本誌265-1号(2015年10月)pp.4-5参照）。撤廃を定めた2015年の規則（Regulation(EU)2015/2120）は、利用者に対するローミング料金の課金禁止を規定したものである。しかし、ローミングサービス提供のために通信事業者間で課される回線利用料金は依然として残っているため、高額な回線利用料金を利用者に請求できなくなると、事業者の支払負担が増して間接的に国内料金の引上げにつながる可能性があり、撤廃に当たっての課題となっていた。これについて、事業者間の回線利用料金の上限を規定する規則（Regulation(EU)2017/920）が制定され、2017年6月15日から適用された。規則では、データ通信については1GBごとに7.7ユーロ（段階的に削減して2022年に2.5ユーロ）（1ユーロは約124円）、通話は1分当たり3.2セント等、上限金額を具体的に定めている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0920>

【イギリス】女性に対する暴力防止等に関する条約批准推進法

「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」は、1993年に国連総会が採択した女性に対する暴力撤廃宣言等を基に2011年に欧州評議会が作成したもので、現在、欧州評議会参加47か国中23か国が批准している。イギリスは、同条約に2012年に署名した後、強制結婚の犯罪化等、批准に向け法改正を進めてきた。しかし、自国民が国外で犯した、性暴力や妊娠中絶・不妊手術の強制等の裁判権を定める条約第44条の国内法化が完了していないため、批准には至っていない。早期批准を求める人権団体の声の高まりや、2015年2月、議会両院の合同人権委員会が2015-16会期中の批准を政府に勧告したこと等を受け、2017年2月27日、条約批准に必要な国内法整備を進める法律（Preventing and Combating Violence Against Women and Domestic Violence (Ratification of Convention) Act 2017, c.18）が成立した。同法により、国務大臣は批准に向けた手順と日程を記した報告書を毎年議会に提出することを義務付けられた。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/18/contents/enacted>

【イギリス】失踪者後見人法

2017年4月27日、2017年失踪者後見人法(Guardianship (Missing Persons) Act 2017, c.27)が成立し、失踪者の家族等が失踪者の財産を管理できるまでの期間が短縮された。同法は、2009年の女性失踪事件をきっかけに、女性の両親を支援していた議員が提案した議員立法で、女性の名前からクラウドディア法とも呼ばれる。従来は、失踪の日から7年経過した後、裁判所での推定死亡宣告を受けて初めて、失踪者の家族等は失踪者の資産を取り扱う手続が可能とされていた。7年間は、失踪者名義の銀行口座から預金の引き出しが行えず、失踪者の家族等が経済的困難に陥る一因となっていた。同法は、以下を規定する。①後見人は、失踪者の全財産を管理する権限を持つ。②後見人指名は、裁判所が18歳以上の個人又は信託法人(1925年受託者法で規定)の中から、失踪者との関係性や利害関係等を考慮して行う。③裁判所は失踪から90日後に後見人指名手続を行うことが可能となる。④裁判所と後見人は失踪者の利益を最優先に考えなければならない。(海外立法情報課・田村 祐子)
・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/27/contents/enacted>

【イギリス】ごみ戦略文書の公表

2017年4月10日、政府は2007年以来10年ぶりにイングランドにおけるごみ戦略文書を公表した。2007年戦略文書が、生活ごみのリサイクル・堆肥化率目標値を2010年までに40%とするなど、リサイクルに着目したのに対して、2017年戦略文書は、イングランドの自然環境を保全し、住みよい地域にすることを目的に、生活ごみの投棄(いわゆる「ポイ捨て」)への対策をまとめている。同文書は、清掃や環境美化にかかる年間約8億ポンドの行政コストや、路上にごみが散乱している状態を地域住民の約3割が問題視している現状を改善するため、ポイ捨ての削減と防止を行うとしている。具体的には、①国主導の反ポイ捨てキャンペーンや若者への啓発活動の実施、②地方自治体等の公的機関が発行する固定罰金通知(Fixed Penalty Notice)の罰金額の引上げ(政府報道発表では、75ポンドから150ポンドへ引上げ予定。)、③道路清掃の実施規則や公共のごみ箱の設置場所等に関する手引書の改定等が挙げられる。(1ポンドは約145円) (海外立法情報課・田村 祐子)
・ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/607747/litter-strategy-for-england-2017.pdf

【フランス】公的活動の信頼を回復する法案

フランスでは、政治家の倫理観向上が政府の長年の課題となっている。「模範的な共和国」を掲げるオランド政権下で、2013年に「公職の透明性に関する法律」が、2016年には「経済活動の透明性と汚職防止に関する法律」が制定された。しかし、その後も不正事件が相次いだ。2017年1月に、大統領選挙の候補で元首相のフィヨン氏が公金横領で訴追され、同年6月には、新政権の閣僚4人が公私混同や架空雇用の疑惑で辞任した。2017年6月14日、公的活動の倫理を改善することを目的に、「公的活動の信頼を回復する法案」が上院に提出された。この法案には、①公的活動の透明性に関する高等機関(Haute Autorité pour la transparence de la vie publique)による大統領の任期中における財産の増減に関する意見書の発表、②政府構成員(membres du gouvernement)、国会議員、地方公選職による親族の雇用禁止、③国会議員に対する納税証明開示の義務付け、④議員代表職務手当支給に際する証明書の提出などの規定が盛り込まれている。(海外立法情報課・安藤 英梨香)
・ <http://www.senat.fr/leg/pjl16-581.pdf>

【フランス】緊急状態の延長と新しいテロ対策法案

フランスでは、2015年11月のパリ同時多発テロ事件以来、「緊急状態」が延長されてきた。これは、「緊急状態に関する1955年4月3日の法律第55-385号（緊急状態法）」に基づき宣言されるもので、同法を根拠に、移動、集会、報道等の自由が制限され、武器類の没収や家宅捜索等が実施される。2017年7月11日、緊急状態を同年11月1日まで延長する法律が制定された。延長はこれで最後とされ、緊急状態法に代わる新しいテロ対策法を制定する目的で、「国内治安とテロとの闘いを強化する法案」が2017年6月22日、上院に提出された。この法案には、特定の区域内での交通や人の移動の規制、テロの称賛や扇動を行う礼拝場の閉鎖、公共の安全と秩序にとってその行為が重大な市民の脅威に該当する人物の監視処分等、緊急状態法と類似する規定が多い。緊急状態は一時的な体制だが、この法案が成立すれば、延長法の成立を待たずにテロに対する事前の措置も採れるようになり、テロ予防の法的手段が国に常備されることになる。（海外立法情報課・安藤 英梨香）
・ https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPreparation.do;jsessionid=CD39ED3CA729AE44B34307532415002F.tpdila08v_1?idDocument=JORFDOLE000034990290&type=contenu&id=2&typeLoi=proj&legislature=14

【ドイツ】連邦公文書館法の新法文公示

連邦公文書の利用と保全に係る法律（連邦公文書館法、1988年制定）全文を新法文とし、外務関連法（1990年制定）、連邦情報局法（1990年制定）等の関連法を改正する法律が2017年3月に制定、施行された（BGBl. 2017 I S.410）。同法の目的は、連邦公文書館で保存する公文書をデジタル時代にふさわしく利用しやすくし、かつ学術研究での活用を容易にすることである。具体的には、①現在30年である個人情報保護期間（非公開期間）を死後10年に短縮、②公務員の公務執行に関し保護期間の廃止、また現代史上の重要人物について、保護対象となるプライベートな生活に関するものでない限り、保護期間廃止、③秘密公文書の保護期間を60年から最高30年に短縮可能、④電子政府法（BGBl. 2013 I S. 2749）により2020年までの導入が規定されている電子的文書管理に関連し、それに対応し得る作業能力の確保、⑤暫定保存段階（中間書庫・デジタル中間書庫への移管）での連邦政府のIT関連業務効率化等である。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ BT-Drucksache 18/9633.

【ドイツ】公務におけるブルカ等着用禁止に関する法律

目の部分だけ見え全身を覆い隠すイスラム女性の衣類（ブルカ等）について、公務時等に限り着用を制限することを目的とする法律（BGBl. 2017 I S.1570）が、2017年6月8日に制定、同月15日に施行された。同法は、公務員、兵士、裁判官、選挙管理委員に対して勤務中に顔を覆い隠すことを禁じ、一般人に対しては、公的な本人確認（有権者の投票時確認、外国人の滞在許可確認等）の際、身分証明書等の写真照合のため顔が見えるように協力する義務を規定している。公務時に顔を隠すことを禁じる理由は、信頼関係の構築を妨げるからと説明されており、健康上の理由（感染症予防等）や公務目的（自身の防御等）で顔を覆うことは例外として認められる。ブルカ等がテロ実行犯の隠れ蓑（みの）や女性の抑圧の象徴となることを理由に、公の場での着用禁止がフランス等で法制化されたが、連邦内務大臣は、一般的な禁止は違憲であるとの見解を示している。実際には、ブルカを着用している公務員等はいないと見られている。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ BT-Drucksache 18/11180,11813.

【ドイツ】保育施設拡充プログラムの延長と資金供与を定める法律

保育を量的及び質的に更に拡充する法律（BGBl. 2017 I S.1893）が 2017 年 6 月に制定され、2017 年 1 月 1 日に遡って施行された。就学前児童の保育施設拡充のためには、2008 年から連邦政府が州に対し資金供与を行う「投資プログラム「保育資金調達」」が実施され、同プログラムのための特別財産「保育拡充」が 2007 年に設立されている。今回の法は、保育利用定員 10 万人分を新たに確保し、かつ保育施設の質を向上させることを目的とし、2017 年から 2020 年までに総額 11 億 2600 万ユーロ（1 ユーロは約 124 円）を「保育拡充」に投入することを定めている。これにより、資金投入は総額 44 億ユーロを超える。各州は 6 歳未満の児童数に応じて割り振られた額まで「保育拡充」から引き出せ、州の裁量で保育施設の新築・増改築や設備投資に活用することができる。その他、連邦政府は 2009 年以降で総額 62.6 億ユーロの運営費助成も行っており、3 歳未満の児童の保育率は、2006 年 3 月の 13.6%から 2016 年 3 月には 32.7%まで上昇した。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）
・ BT-Drucksache 18/11408.

【ロシア】収監者の待遇を改善する法改正

2017 年度連邦法第 137 号「ロシア連邦刑事訴訟法典第 110 条の改正について」が 7 月 1 日から施行された。ロシア連邦刑事訴訟法典第 110 条は、刑事事件の被疑者の拘置方法を何らかの事情によって変更する場合の要件について規定している。2010 年の法改正では、拘置されている被疑者が重篤な疾病にかかっていることが判明した場合、拘置方法を緩和することが第 110 条第 1 項の補足条項（第 1.1 項）として盛り込まれた。今回の 2017 年度連邦法第 137 号は、第 1.1 項に以下の内容を追加するものである。第 1 に、拘置方法の変更を決定するのは取調担当官、捜査担当官又は裁判所のいずれかであることが明記された。第 2 に、収監者に関する医学的所見の写しがこれらの担当部署に送達されてから拘置方法の変更を決定するまでの期間は、3 業務日以内とされた。具体的な手続規定を追加することで、第 110 条第 1.1 項のより厳格な履行を促す狙いがあると見られる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_219014/

【ロシア】未成年者の車内置き去り等を禁止する政令

2017 年度ロシア連邦政令第 761 号「ロシア連邦道路移動規則の改正について」（改正道路移動規則）が 6 月 28 日に施行された。改正道路移動規則では、1993 年 10 月 23 日ロシア連邦政令第 1090 号「道路移動規則について」第 12 号第 8 項が改正され、自動車を駐車する際、成人の付添いなしに 7 歳未満の児童を車内に置き去りにすることが禁止された。ロシアでは過去に、車内に放置された児童が昇降式の窓ガラスに首を挟んで死亡する事故等が発生しており、児童の人権担当大統領全権代表が法規制を求めていた。これに対してロシア内務省は 2016 年から道路移動規則の改正準備を開始し、今回の改正道路移動規則の施行につながったものである。また、7 歳未満の児童は、走行中の車内では欧州委員会の規格に適合するチャイルドシートを使用することが義務付けられた。7 歳以上 11 歳未満の児童についても、走行中にチャイルドシートを使用しない場合には後部座席に着席するよう規定された。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://government.ru/media/files/sYrf5HFeKwjtnn9IAdpwQNN6RDXh2iot.pdf>

【韓国】点字旅券発給等に係る旅券法改正

2017年3月21日、旅券法が改正され、視覚障害者用の点字旅券発給に係る根拠規定が新設された。発給対象は、「障害者福祉法」の規定による1級から3級までの重度視覚障害者（約2万人）となっており、同年4月20日（障害者の日）から発給が開始された。点字旅券は、氏名、旅券番号、発給日、期間満了日を点字で記載した透明なシールを旅券に貼付する方法により発給される。現在、重度視覚障害者のうち、約2千人が旅券を所持しており、旅券所持者の点字旅券への切替えと、新規発行（毎年非所持者の6%が申請すると仮定）に係る追加費用は、毎年5～7千万ウォン程度（1ウォンは約0.1円）と推計されている。その他、今回の旅券法改正では、紛失旅券の悪用を防ぐため、紛失旅券の失効時点を、旅券の再発給を申請した時から、紛失を申告した時に変更する改正や、外交部（部は省に相当）長官が旅券の発給又は再発給を拒否できる対象者に、国外にいる犯罪者（改正前は国外逃亡者が対象）を追加する改正も併せて行われた。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1T7K0S2J2X2K0Q9D5T2C3F0O5S3K6

【韓国】ドーピング防止教育の義務化

近年、未成年の運動選手がドーピング（禁止薬物の服用等）で摘発される事例が増えてきており、学校教育におけるドーピング防止教育（以下「防止教育」）の重要性が高まっている。これまでも地方公共団体の教育庁ごとに、学校運動部の指導者及び所属生徒に対する防止教育が実施されていたが、防止教育に係る明示的な根拠規定がなく、十分な実施体制が整備されていない地方公共団体もあった。2017年4月18日、学校体育振興法が改正され、国及び地方公共団体に対し、学校運動部の指導者及び所属生徒を対象として、防止教育を実施することが義務付けられた（同年10月19日施行）。防止教育の方法、手続等について必要な事項は、大統領令で定められる。防止教育の実施を学校の長に義務付ける改正案も出されていたが、国会審議の過程で、地方では学校単位での実施が容易でなく、オンライン教育を含む多様な教育方法を整備する必要があるとの意見が出たため、国及び地方公共団体に義務付けられることとなった。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1Q7D0P3V2I2F0Z9J3K0H1A6A4X7T8

【韓国】自殺対策の強化

経済協力開発機構（OECD）の統計（2016年）によると、韓国の直近の自殺率は、10万人当たり28.7人で、OECD加盟国中1位である。韓国は、2011年3月の「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律」の制定（本誌250号（2011年12月）pp.193-207参照）を機に自殺対策を本格化させ、最近の自殺率は低下傾向にあるが、依然として高水準である。2017年2月8日、同法の実質的な改正が初めて行われ、自殺対策が強化された（同年8月9日施行）。今回の法改正により、国及び地方公共団体（以下「国等」）が、自殺未遂者及びその家族並びに自殺者の家族（以下「自殺未遂者等」）のケアを含む政策を策定することが明示され（第4条第2項）、国等による心理相談等の支援対象に、自殺未遂者の家族が追加された（第20条）。また、効果的な自殺予防対策の策定や自殺未遂者等の支援のため、国等が、自殺行為の原因分析の手法として用いられる「心理学的剖検」（Psychological Autopsy）を実施する根拠規定が新設された（第11条の2）。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1G6K1J2U2Q8T1P8X0L2S0Y6H4K6V3

【中国】公益訴訟制度における検察機関の機能強化

中国では、2012年の民事訴訟法改正において公益訴訟の規定が新設され、環境汚染及び多数の消費者の権利利益を侵害する行為に関して、法で定める組織による訴訟の提起が可能となった。2017年6月27日、同法が再度改正され、検察機関による公益訴訟について規定する条項が加えられた。新たな条項は、環境保護及び食品・医薬品安全の分野における公共の利益を損なう行為に対して、原告適格の組織が存在しないか提訴しなかった場合、検察機関がその公益訴訟を提起することができるように定めている。これと併せて、行政訴訟法にも検察機関の機能強化に関する条項が加えられた。同条項は、環境保護、食品・医薬品の安全、国有財産の保護、国有土地所有権の譲渡等に関して、所管官庁に違法行為又は不作為があり、国又は公共の利益が損なわれた場合、当該官庁に対する監督・指導を検察機関に義務付け、当該官庁が職責を果たさなかったときは、検察機関が法に基づき訴訟を提起すると定めている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/27/content_2024517.htm

【中国】統計法実施条例の制定

統計の信頼性確保が長年にわたり大きな課題となっている中国では、2010年1月に改正統計法（全50か条）が施行され、統計の実施及びその管理監督に係る法的規制が強化された。しかし、統計法の実施細則が未改正のため、改正法の内容との整合性がとれず、統計の改善は十分には進んでいなかった。2017年5月28日に公布され、同年8月1日から施行された統計法実施条例（全55か条）は、改正統計法に基づき、正確、完全、有効かつ合理的に統計を実施するための規定を具体的に定めている。統計の不正防止及び取締りに係る行政上の責任主体の明確化、インターネット・ビッグデータ・クラウドコンピューティング等の統計への活用、新興産業等の統計の整備、統計調査項目の重複・矛盾を避けるための事前審査、統計調査要員の遵守事項、調査対象事業所等の負担軽減、取得した統計関係資料の保存期間、統計データの公開要領、関係機関・要員に対する罰則等の内容が含まれている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/6/20/art_12_205442.html

【中国】水污染防治法の改正

中国の水污染防治法は、水質汚染の防止、水環境の保全、飲用水の安全確保等を目的として1984年に制定された。制定時の条数は全46か条であったが、水質汚染等に係る法的規制を強化するため、1996年の改正で全62か条、2008年の改正で全92か条となり、改正の都度、規定内容が大幅に拡充されてきた。その後、中国政府は対策を一層強化するため、2015年4月に「水污染防治行動計画」を策定し、具体的な達成目標等を提示した。その方針に沿って、2017年6月27日、同法は、第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において再度大幅に改正され、全103か条となった。今回の改正では、水資源に係る生態系保護が立法目的に明記され、飲用水の水源に対する汚染リスク評価及びリスク予防措置の実施、各級地方政府における水資源保護・水質汚染防止等の関連行政の一元的な実施体制の整備等が定められた。また、汚染物質排出総量規制はより厳格化され、罰則規定も強化された。2018年1月1日から施行される。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/7/5/art_11_205604.html

【ベトナム】 広告規制違反に関する罰則強化

ベトナムでは、交通標識、信号機、街路等の至るところに広告物が貼られ、交通安全面及び景観の面から社会問題となっている。また、広告剥がしの行政コストも無視できない状態にある。そのため政府は、2013年の「著作権及び関連する権利に関する政令」(Decree No.131/2013/ND-CP)及び同年の「文化、スポーツ、観光及び広告に関する政令」(Decree No. 158/2013/ND-CP)を改正し(Decree No.28/2017/ND-CP)、2017年5月5日から罰則の強化を行っている。交通安全及び景観に影響を及ぼす広告貼付行為に対する罰金は、20万から50万ドン(従来は5ドンから10ドン)へ引き上げられた。また、改正法は新たに、車体の外側に看板等を設置する行為を禁止し、一広告物につき最高500万ドンの罰金を科す。交通安全に悪影響を与える場合は、広告に製品やサービスを掲載した事業者等にも、500万ドンから1000万ドンの罰金を科す。(1ドンは約0.0049円)

(海外立法情報課・合地 幸子)

- <http://moj.gov.vn/en/Pages/Activities-of-public-administrative-and-justice-reform.aspx?ItemID=3202>